

令和3年3月

各福祉団体 様

宮津市健康福祉部
社会福祉課地域福祉係

令和3年度に係る宮津市福祉バスの使用の取扱いについて

陽春の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市の福祉行政につきまして、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、宮津市福祉バスの使用につきましては、これまで市内老人クラブやサロン活動、保育所等の行催事など地域の福祉活動等を優先に運行しているところです。

こうした中、近年では、福祉バスの車両本体の老朽化に伴い、大規模な修繕が連続して発生するなど、今後の取扱いにおいて一定の制限が必要になっている状況です。

つきましては、福祉バスの適正な維持管理に資するため、令和3年度に使用を希望される団体におかれましては、十分に御確認いただくとともに、今後の福祉バスの適正な運行に御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 使用時間について

福祉バス車庫の出発を含め、出発は早くても8時30分、到着は遅くても17時までとし、その時間の範囲のうち、7時間以内の使用時間とさせていただきます。

2 使用申込について

使用される2週間前までに申し込みをお願いします。

3 使用回数について

福祉バスの使用回数は、各団体1回限り/年とさせていただきます。

4 燃料代について

福祉バス使用に係る燃料代の実費負担をお願いします。帰還地に最も近い給油所で利用者において満タンに給油してお返してください。なお、出発時には運転手において燃料を満タンにします。

5 高速道路の利用について

補助席にはシートベルトがありませんので、補助席を利用される場合は、高速道路を利用できません。

6 緊急の故障等が発生した場合

使用許可の取消しや制限を行う場合があります。

【お問合せ先】

宮津市健康福祉部 社会福祉課地域福祉係
電話：45-1618 FAX：22-8438